

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企図競争又は公費)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
愛知県産業労働センター17階(あいち労働総合支援フロア就労支援コーナー) 使用料	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	愛知県 名古屋市中区三の丸3-1-2	愛知県からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16項)	2,010,624	2,010,624	100.00%	0				
愛知新卒応援ハローワークセミナールーム建物賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	中部日本ビルディング株式会社 名古屋市中区4-1-1	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	6,347,664	6,347,664	100.00%	0				
あいちマザーズハローワーク建物賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1-4-35	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	18,622,608	18,622,608	100.00%	0				
愛知労働局広小路庁舎建物賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	ジャパンリアルエステイト投資法人 東京都千代田区丸の内3-3-1	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	152,448,240	152,448,240	100.00%	0				
愛知労働局広小路庁舎二段式駐車場及び立体駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	ジャパンリアルエステイト投資法人 東京都千代田区丸の内3-3-1	現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	4,720,032	4,720,032	100.00%	0				
愛知労働局労働基準部労災補償課分室建物賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	株式会社TAKプロパティ 東京都江東区南砂2-5-14	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	16,412,340	16,412,340	100.00%	0				
愛知わかものハローワークセミナールーム建物賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	中部日本ビルディング株式会社 名古屋市中区4-1-1	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	8,881,080	8,881,080	100.00%	0				
一宮労働総合庁舎来署(所)用駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	サン・ファイン株式会社 一宮市八幡5-1-108	現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	5,443,200	5,443,200	100.00%	0				
刈谷公共職業安定所来所者用駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	刈谷機械工業協同組合 名古屋日高町4-101	現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	2,559,600	2,559,600	100.00%	0				
給与、給与振込、統合版人事、児童手当、相談員システムのソフトウェアサポート及び許諾プログラム使用	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都市上京区六軒町通元寛順寺上ル玉屋町226-3	システムの版權を所有する業者との契約となるため、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約とする。	1,982,880	1,982,880	100.00%	0				
平成28年度高齢者活躍人材育成事業委託契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号	高齢者雇用安定法において、「高齢者退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習」については、シルバー人材センターが行うこととされている。現在、各都道府県において、知事が指定するシルバー人材センターは全都道府県とも、各労働府県する人材センター連合が指定されていることから、会計法第29条の3第4項に該当	43,409,000	43,409,000	100.00%	0	公社	都道府県所管		1
栄総合労働相談センター(分室)建物賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	中部日本ビルディング株式会社 名古屋市中区4-1-1	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	2,645,544	2,645,544	100.00%	0				
栄総合労働相談センター(本室)建物賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	中部日本ビルディング株式会社 名古屋市中区4-1-1	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	5,057,040	5,057,040	100.00%	0				
瀬戸公共職業安定所来所者用駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	契約相手方が個人のため氏名等非公表	庁舎内駐車場の混雑緩和のための駐車スペースを確保するもので、庁舎との位置関係、収容台数から鑑み、たの土地では代替が不可能であるため、会計法第29条の3第4項に該当	1,741,824	1,741,824	100.00%	0				
津島公共職業安定所来所者用駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	契約相手方が個人のため氏名等非公表	現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	2,277,264	2,277,264	100.00%	0				
豊田公共職業安定所来所者用駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	イオンリアル株式会社 東海・長野カンパニー 三河事業部 名古屋市中村区名駅5-25-1	現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	5,728,320	5,728,320	100.00%	0				
豊橋外国人職業相談センター他外部施設に係る建物賃貸借契約	支出負担行為担当 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	契約相手方が個人のため氏名等非公表	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	9,408,216	9,408,216	100.00%	0				

物品債務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
名古屋外国人雇用サービスセンター建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	中部日本ビルディング株式会社 名古屋市中区栄4-1-1	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	11,212,884	11,212,884	100.00%	0				
名古屋市中小企業振興会館6階事務室(なごやジョブサポートセンター)使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	名古屋市 名古屋市中区三の丸3-1-1	名古屋市からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16項)	1,435,200	1,435,200	100.00%	0				
名古屋中公共職業安定所福祉人材コーナー建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1-4-35	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	8,199,792	8,199,792	100.00%	0				
名古屋中公共職業安定所官用駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	中部日本ビルディング株式会社 名古屋市中区栄4-1-1	現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	1,555,200	1,555,200	100.00%	0				
小集団方式の支援事業のためのセミナー講習室建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1-4-35	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	3,459,408	3,459,408	100.00%	0				
名古屋中公共職業安定所多目的セミナールームA建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1-4-35	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	16,898,796	16,898,796	100.00%	0				
名古屋中公共職業安定所多目的セミナールームB建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1-4-35	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	5,028,216	5,028,216	100.00%	0				
名古屋南公共職業安定所会議室(神宮東熟田ビル)建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	株式会社 佐々木工機 名古屋市熱田区神宮3-8-20	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	5,702,400	5,702,400	100.00%	0				
名古屋南公共職業安定所港湾労働課庁舎建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	契約相手方が個人のため氏名等非公表	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	3,816,420	3,816,420	100.00%	0				
ハローワークプラザなるみ建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	名鉄産業株式会社 名古屋市南区前浜通7-2-8	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	6,570,720	6,570,720	100.00%	0				
ハローワークプラザ名中建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	中部日本ビルディング株式会社 名古屋市中区栄4-1-1	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	26,631,000	26,631,000	100.00%	0				
平成28年度愛知労働局各種庶務システム(給与、債権、助成金債権)のソフトウェアサポート及び許諾プログラム使用契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都市上京区笹屋町千本西入笹屋四丁目273番3	システムの版權を所有する業者との契約となるため、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約とする。	9,499,680	9,499,680	100.00%	0				
平成28年度一宮公共職業安定所他3所プレハブレンタル契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	日東工営株式会社 名古屋支店 名古屋市中村区名駅4-2-11 ナビタ名灯ビル4F	現に使用している物件の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	3,024,864	3,024,864	100.00%	0				
平成28年度医療労務管理支援事業委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	公益社団法人日本医療経営コンサルタント協会 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋33階	医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能(「医療勤務環境改善支援センター」(以下「支援センター」という。))の運用については、愛知県が地域の医療関係団体に委託して設置し、運営全般を実施するものであり、労働局においては、支援センターの運営業務の一部である労務管理支援業務を行うものである。よって、契約の性質又は目的が競争を許さないものと判断されるため、会計29条の3第4項に該当	8,818,575	7,635,600	86.59%	0	公社	都道府県所管	1	
平成28年度行政文書保管業務委託単価契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	三井倉庫ビジネスパートナーズ株式会社 東京都港区海岸三丁目2番23号	現に書類を保管しているトランクルームの管理・使用にかかる契約であり、これを変更する場合、管理書類の移送並びに管理方法の再整理を行わなければならない、膨大な時間と多額の費用が生じると思料され、会計法第29条の3第4項に該当	5,045,464	5,045,464	100.00%	0				
平成28年度住友生命名古屋ビル入居施設清掃業務委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 名古屋市中村区名駅1-1-4	入居ビルより当該業務の委託先が指定されているため、会計法第29条の3第4項に該当	3,177,792	3,177,792	100.00%	0				
平成28年度中目ビル10・11・12階における愛知労働局所管施設清掃業務委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	株式会社 三清社 名古屋市中村区名駅四丁目4番10号	入居ビルより当該業務の委託先が指定されているため、会計法第29条の3第4項に該当	2,668,764	2,668,764	100.00%	0				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
名南所港湾労働課来所者用 駐車場賃借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	契約相手方が個人のため氏名等非公表	現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	840,000	840,000	100.00%	0				
ヤングジョブあいち建物賃 借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	中部日本ビルディング株式会社 名古屋市中区栄4-1-1	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	50,504,184	50,504,184	100.00%	0				
愛知労働局労災補償課分室 に係る清掃管理委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	株式会社アサヒファシリティズ名古屋支店 名古屋市中区錦2-2-13	入居ビルより当該業務の委託先が指定されているため、会計法第29条の3第4項に該当	1,397,088	1,397,088	100.00%	0				
平成28年度春日井公共職業 安定所外来者用駐車場使用 料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	春日井市土地開発公社 春日井市鳥居松町5-44	春日井市の公益法人からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16項)	2,135,928	2,135,928	100.00%	0				
平成28年度刈谷公共職業安 定所土地使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	刈谷市 刈谷市東洋町1-1	刈谷市からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16項)	5,739,186	5,739,186	100.00%	0				
平成28年度刈谷公共職業安 定所碧南出張所土地使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	愛知県 名古屋市中区三の丸3-1-2	愛知県からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16項)	1,652,858	1,652,858	100.00%	0				
平成28年度障害者就業・生 活支援センター事業(雇用 安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	社会福祉法人 岩崎学園 豊橋市岩崎町字利兵71番地	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	29,860,000	29,860,000	100.00%	0				
平成28年度障害者就業・生 活支援センター事業(雇用 安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	社会福祉法人 愛光園 知多郡東浦町稲川東米田33-3	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	31,260,000	31,260,000	100.00%	0				
平成28年度障害者就業・生 活支援センター事業(雇用 安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	社会福祉法人 共生福祉会(なごや) 名古屋北区大曽根1-6-23	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	35,035,000	35,035,000	100.00%	0				
平成28年度障害者就業・生 活支援センター事業(雇用 安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	社会福祉法人 愛恵協会 岡崎市舞木字小井沢4-1	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	24,754,000	24,754,000	100.00%	0				
平成28年度障害者就業・生 活支援センター事業(雇用 安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	社会福祉法人 養楽福祉会 春日井市廻間町字神屋洞703-1	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	29,983,000	29,983,000	100.00%	0				

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成28年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	社会福祉法人 櫻の木福祉会 一宮市富田字砂原2147	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	24,758,000	24,758,000	100.00%	0				
平成28年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	社会福祉法人 ひまわり福祉会 尾張旭市上の山町間口2584・2589-2	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	24,685,000	24,685,000	100.00%	0				
平成28年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	社会福祉法人 豊田市福祉事業団 豊田市西山町2-19	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	24,729,000	24,729,000	100.00%	0				
平成28年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	社会福祉法人名古屋ライトハウス 名古屋市中区区川名本町1-2	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	19,507,000	19,507,000	100.00%	0				
平成28年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	社会福祉法人 新城福祉会 新城市矢部字本並48番地	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	14,389,000	14,389,000	100.00%	0				
平成28年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	社会福祉法人 共生福祉会（尾張中部） 名古屋北区大曾根1-6-23	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	14,339,000	14,339,000	100.00%	0				
平成28年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	特定非営利活動法人くるくる 愛知県刈谷市新栄町7-73	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	14,339,000	14,339,000	100.00%	0				
平成28年度新城公共職業安定所土地使料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	新城市 新城市東入船6-1	新城市からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条16項）	3,173,273	3,173,273	100.00%	0				
平成28年度豊川公共職業安定所蒲郡出張所土地使料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	蒲郡市 蒲郡市旭町17-1	蒲郡市からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条16項）	2,153,918	2,153,918	100.00%	0				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成28年度名古屋中公職業安定所土地建物使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	愛知県 名古屋市中区三の丸3-1-2	愛知県からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条16項）	21,869,712	21,869,712	100.00%	0				
豊田市就労支援室（A館T-FACE9階）使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	豊田市 豊田市西町3-60	豊田市からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条16項）	938,232	938,232	100.00%	0				
平成28年度緊急連絡・安否確認サービス提供業務委託単価契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	公募を実施した結果、公募内容等の条件を満たす旨の意思表示を行った者がセコム株式会社の1者のみであったため、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	1,166,580	1,166,580	100.00%	0				
平成28年度地域若者サポートステーション事業（がまごおり）	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	特定非営利活動法人 青少年自立援助センター 北斗寮 満郡市三谷北通5-141	本事業は、若年無業者等の若者に対し職業的自立支援を行うものであり、人間関係でのつまずき等をきっかけに就労への自信を失ってしまった若者を就労に結びつけるには、その特性を理解し、若者を職業的に自立させる支援に係る幅広い専門的ノウハウ、知識、経験を備えたスタッフ、自治体をはじめとする関係機関とのネットワークなどの体制・基盤が必要不可欠である。 本事業の目的達成のためには、応募団体それぞれが、若者支援にかかる専門性、ノウハウ、経験等を駆使し、地域の実情や要因に応じた実施体制や手法、事業資源の組み合わせ等について創意工夫した支援内容を企画・実行する必要がある。 これに応じ、事業の効果はもとより、価格もとりわけ大きく変わり得ることから、共通の条件の下での価格競争により最も入札金額の低い者を契約の相手方とする方式はなじまない。 また、本事業は全国で最大160箇所において、実施する事業である。サポートの設置にあたっては、地域における非求職無業者数やこれまでのサポート事業の実績などを勘案し、地域の実情等に応じて設置場所や各都道府県の設置箇所数を決定する必要がある。 そのため、一者のみを契約の相手方として選定する方式はなじまない。 したがって、応募者の企画内容を評価し、優れた者を契約の相手方として最大160箇所を選定することが事業の効果的、効率的な実施を期す上で相応しい。 以上のことから、本事業の目的・性質により、最低価格落札方式による入札により難しく、総合評価落札方式への移行も困難であることから、企画競争によるものであり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	19,799,732	19,799,732	100.00%	0				
平成28年度地域若者サポートステーション事業（なごや）	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	NPO法人ICDS 名古屋市長白区焼山1-704-2	本事業は、若年無業者等の若者に対し職業的自立支援を行うものであり、人間関係でのつまずき等をきっかけに就労への自信を失ってしまった若者を就労に結びつけるには、その特性を理解し、若者を職業的に自立させる支援に係る幅広い専門的ノウハウ、知識、経験を備えたスタッフ、自治体をはじめとする関係機関とのネットワークなどの体制・基盤が必要不可欠である。 本事業の目的達成のためには、応募団体それぞれが、若者支援にかかる専門性、ノウハウ、経験等を駆使し、地域の実情や要因に応じた実施体制や手法、事業資源の組み合わせ等について創意工夫した支援内容を企画・実行する必要がある。 これに応じ、事業の効果はもとより、価格もとりわけ大きく変わり得ることから、共通の条件の下での価格競争により最も入札金額の低い者を契約の相手方とする方式はなじまない。 また、本事業は全国で最大160箇所において、実施する事業である。サポートの設置にあたっては、地域における非求職無業者数やこれまでのサポート事業の実績などを勘案し、地域の実情等に応じて設置場所や各都道府県の設置箇所数を決定する必要がある。 そのため、一者のみを契約の相手方として選定する方式はなじまない。 したがって、応募者の企画内容を評価し、優れた者を契約の相手方として最大160箇所を選定することが事業の効果的、効率的な実施を期す上で相応しい。 以上のことから、本事業の目的・性質により、最低価格落札方式による入札により難しく、総合評価落札方式への移行も困難であることから、企画競争によるものであり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	25,935,629	25,935,629	100.00%	0				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
平成28年度地域若者サポートステーション事業（安城）	支出席行担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	特定非営利活動法人 育て上げネット中部虹の会 安城市南町15-26	本事業は、若年無業者等の若者に対し職業的自立支援を行うものであり、人間関係でのつまづき等をきっかけに就労への自信を失ってしまった若者を就労に結びつけるには、その特性を理解し、若者を職業的に自立させる支援に係る幅広い専門的ノウハウ、知識、経験を備えたスタッフ、自治体をはじめとする関係機関とのネットワークなどの体制・基盤が必要不可欠である。 本事業の目的達成のためには、応募団体それぞれが、若者支援にかかる専門性、ノウハウ、経験等を駆使し、地域の実情や要因に応じた実施体制や手法、事業資源の組み合わせ等について創意工夫した支援内容を企画・実行する必要がある。 これに応じ、事業の効果はもとより、価格もとりわけ大きく変わり得ることから、共通の条件の下での価格競争により最も入札金額の低い者を契約の相手方とする方式はなじまない。 また、本事業は全国で最大160箇所において、実施する事業である。サポステの設置にあたっては、地域における非求職無業者数やこれまでのサポステ事業の実績などを勘案し、地域の実情等に応じて設置場所や各都道府県の設置箇所数を決定する必要がある。 そのため、一者のみを契約の相手方として選定する方式はなじまない。 したがって、応募者の企画内容を評価し、優れた者を契約の相手方として最大160箇所を選定することが事業の効果的、効率的な実施を期す上で相応しい。 以上のことから、本事業の目的・性質により、最低価格落札方式による入札により難しく、総合評価落札方式への移行も困難であることから、企画競争によるものであり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	24,499,054	24,499,054	100.00%	0				
平成28年度地域若者サポートステーション事業（とよはし）	支出席行担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	特定非営利活動法人いまから 豊橋市東橋良町25番地1	本事業は、若年無業者等の若者に対し職業的自立支援を行うものであり、人間関係でのつまづき等をきっかけに就労への自信を失ってしまった若者を就労に結びつけるには、その特性を理解し、若者を職業的に自立させる支援に係る幅広い専門的ノウハウ、知識、経験を備えたスタッフ、自治体をはじめとする関係機関とのネットワークなどの体制・基盤が必要不可欠である。 本事業の目的達成のためには、応募団体それぞれが、若者支援にかかる専門性、ノウハウ、経験等を駆使し、地域の実情や要因に応じた実施体制や手法、事業資源の組み合わせ等について創意工夫した支援内容を企画・実行する必要がある。 これに応じ、事業の効果はもとより、価格もとりわけ大きく変わり得ることから、共通の条件の下での価格競争により最も入札金額の低い者を契約の相手方とする方式はなじまない。 また、本事業は全国で最大160箇所において、実施する事業である。サポステの設置にあたっては、地域における非求職無業者数やこれまでのサポステ事業の実績などを勘案し、地域の実情等に応じて設置場所や各都道府県の設置箇所数を決定する必要がある。 そのため、一者のみを契約の相手方として選定する方式はなじまない。 したがって、応募者の企画内容を評価し、優れた者を契約の相手方として最大160箇所を選定することが事業の効果的、効率的な実施を期す上で相応しい。 以上のことから、本事業の目的・性質により、最低価格落札方式による入札により難しく、総合評価落札方式への移行も困難であることから、企画競争によるものであり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	26,599,272	26,599,272	100.00%	0				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の番号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
平成28年度地域若者サポートステーション事業（いちのみや）	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	特定非営利活動法人エンド・ゴール 半田市前崎西町8番地の2	本事業は、若年無業者等の若者に対し職業的自立支援を行うものであり、人間関係でのつまづき等をきっかけに就労への自信を失ってしまった若者を就労に結びつけるには、その特性を理解し、若者を職業的に自立させる支援に係る幅広い専門的ノウハウ、知識、経験を備えたスタッフ、自治体をはじめとする関係機関とのネットワークなどの体制・基盤が必要不可欠である。 本事業の目的達成のためには、応募団体それぞれが、若者支援にかかる専門性、ノウハウ、経験等を駆使し、地域の実情や要因に応じた実施体制や手法、事業資源の組み合わせ等について創意工夫した支援内容を企画・実行する必要がある。 これに応じ、事業の効果はもとより、価格もとりわけ大きく変わり得ることから、共通の条件の下での価格競争により最も入札金額の低い者を契約の相手方とする方式はなじまない。 また、本事業は全国で最大160箇所において、実施する事業である。サポステの設置にあたっては、地域における非求職無業者数やこれまでのサポステ事業の実績などを勘案し、地域の実情等に応じて設置場所や各都道府県の設置箇所数を決定する必要がある。 そのため、一者のみを契約の相手方として選定する方式はなじまない。 したがって、応募者の企画内容を評価し、優れた者を契約の相手方として最大160箇所を選定することが事業の効果的、効率的な実施を期す上で相応しい。 以上のことから、本事業の目的・性質により、最低価格落札方式による入札により難く、総合評価落札方式への移行も困難であることから、企画競争によるものであり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	33,494,456	33,494,456	100.00%	0				
平成28年度地域若者サポートステーション事業（春日井）	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コープ 東京都豊島区池袋1丁目44番地3 池袋ISPタマビル	本事業は、若年無業者等の若者に対し職業的自立支援を行うものであり、人間関係でのつまづき等をきっかけに就労への自信を失ってしまった若者を就労に結びつけるには、その特性を理解し、若者を職業的に自立させる支援に係る幅広い専門的ノウハウ、知識、経験を備えたスタッフ、自治体をはじめとする関係機関とのネットワークなどの体制・基盤が必要不可欠である。 本事業の目的達成のためには、応募団体それぞれが、若者支援にかかる専門性、ノウハウ、経験等を駆使し、地域の実情や要因に応じた実施体制や手法、事業資源の組み合わせ等について創意工夫した支援内容を企画・実行する必要がある。 これに応じ、事業の効果はもとより、価格もとりわけ大きく変わり得ることから、共通の条件の下での価格競争により最も入札金額の低い者を契約の相手方とする方式はなじまない。 また、本事業は全国で最大160箇所において、実施する事業である。サポステの設置にあたっては、地域における非求職無業者数やこれまでのサポステ事業の実績などを勘案し、地域の実情等に応じて設置場所や各都道府県の設置箇所数を決定する必要がある。 そのため、一者のみを契約の相手方として選定する方式はなじまない。 したがって、応募者の企画内容を評価し、優れた者を契約の相手方として最大160箇所を選定することが事業の効果的、効率的な実施を期す上で相応しい。 以上のことから、本事業の目的・性質により、最低価格落札方式による入札により難く、総合評価落札方式への移行も困難であることから、企画競争によるものであり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	16,699,530	16,699,530	100.00%	0				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成28年度地域若者サポートステーション事業（ちた）	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 竹内 聡 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成28年4月1日	NPO法人ICDS 名古屋市天白区焼山1-704-2	<p>本事業は、若年無業者等の若者に対し職業的自立支援を行うものであり、人間関係でのつまづき等をきっかけに就労への自信を失ってしまった若者を就労に結びつけるには、その特性を理解し、若者を職業的に自立させる支援に係る幅広い専門的ノウハウ、知識、経験を備えたスタッフ、自治体をはじめとする関係機関とのネットワークなどの体制・基盤が必要不可欠である。</p> <p>本事業の目的達成のためには、応募団体それぞれが、若者支援にかかる専門性、ノウハウ、経験等を駆使し、地域の実情や要因に応じた実施体制や手法、事業資源の組み合わせ等について創意工夫した支援内容を企画・実行する必要がある。</p> <p>これに応じ、事業の効果はもとより、価格もとりわけ大きく変わり得ることから、共通の条件の下での価格競争により最も入札金額の低い者を契約の相手方とする方式はなじまない。</p> <p>また、本事業は全国で最大160箇所において、実施する事業である。サポステの設置にあたっては、地域における非求職無業者数やこれまでのサポステ事業の実績などを勘案し、地域の実情等に応じて設置場所や各都道府県の設置箇所数を決定する必要がある。</p> <p>そのため、一者のみを契約の相手方として選定する方式はなじまない。</p> <p>したがって、応募者の企画内容を評価し、優れた者を契約の相手方として最大160箇所を選定することが事業の効果的、効率的な実施を期す上で相応しい。</p> <p>以上のことから、本事業の目的・性質により、最低価格落札方式による入札により難く、総合評価落札方式への移行も困難であることから、企画競争によるものであり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。</p>	22,535,677	22,535,677	100.00%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。